



414  
A2126



# 免銀鋪約定書

大正十一年四月  
大隈侯爵贈

先日本政府ニ而金銀座ニ使用スル外國人ヲ  
備入ル事ヲ治定セリ

先右外國人之所為ヲ管轄スル為メ日本政府  
ニ而バンクニ命一右外國人之工業ヲ監察キル  
日本政府ニ對シ其者等ヲ引受クヘキ事ニセント  
小任スル事ト希ラス

先之バンクニ而右外國人之後ト免一且要國ナル時ハ

大坂 二 大坂 自



三四

他の外國人と其族に命より権あり

ビク及び其能下、備えられ、外國人の、暫く

なく、重税の貸付と出、又、特選と、

中五

若く外、株金の重税社と、

同様に、外國人の、

中六

約定期限、

四五年も、

重高別名、

まてヶ年抄方

初年目

二万五千トラン

二年目

二万トラン

三年目

一万五千トラン

約定名、

四年目

一万トラン

五年目

全

外、特選、

うして拂ふハハシクの爲に外國人は  
地内、日本政府に由りておるもの、建  
と造るもの、ハシクを由りて別にお  
して細りて所定田部ハシクを以て  
但外部の所定ハ日本政府に由りて

きん

第七條約定書ハ海防子なるを本年二月一日  
成明治三十年正月朔日ハ取行ハハシク造

幣核械ハ我今年十二月中ニ所成なる也

外國官の事

伊達中納言

會計官の事

大隈四位

明治三十二年  
六月廿四日

出張  
才  
二  
雅  
少